〇補助事業の流れ（フロー図）

※このフロー図は、補助事業のおおまかな流れと時期お示ししたものです。実際には、このフロー図と同じようになるとは限りません。あくまでイメージですので、参考程度にお目通しください。また、市町が民間事業者へ補助する事業については、直接各市町へお尋ねください。

項目 ＼ 主体		国（厚生労働省）	県（長寿社会課）	事業主体（民間事業者又は市町）
令和8年度	～9月		要望調査 ／ 要望調査の回答	**今回の要望調査です**（交付申請ではありません。また、予算の確保や補助の実施を確約するものではありません。）。
	10月～		要望とりまとめ・内容精査 令和９年度当初予算編成	
	の４～５月頃を予定		内示 交付申請 審査（標準処理期間30日） 交付決定	交付決定後 事業着手
	交付決定後～3月		実績報告 審査 額の確定 請求 支払い	公告→入札→契約→工事着工→工事完了→業者への支払い 事業完了

補助事業を行うために締結する契約については、県が行う契約手続きに準じて行っていただきます（原則一般競争入札になります。）。

また、交付申請書、実績報告書以外に以下の書類が必要になる場合があります。

・交付要綱の規定に基づく工事着工報告書、工事進捗状況報告書等
・交付要綱別添「補助事業を行うために締結する契約等取扱いについて」に基づく各種届出
・「補助事業を行うために締結する契約等取扱いについて」の別紙「佐賀県ローカル発注促進要領」に基づく各種理由書

※補助金額が変わる場合等、交付要綱に定める場合に該当するときは、変更交付申請書の提出が必要です。